

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（ 06-6615-6260 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	公共下水道施設の維持承認
概要	工事の施工中に、誤って土砂・ベントナイト・モルタル・薬液注入材等を公共下水道管に流入させ下水道管を閉塞した場合、次の要件を満たせば下水道管理者以外の者が浚せつ等の維持作業を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	下水道法第16条 大阪市下水道条例施行規則16条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	（１）申請様式に関する事項 ① 維持承認の対象（土砂、モルタルの除去等）が明記されていること。 ② 設計図（位置図、平面図、断面図）及び仕様書が添付されていること。 ③ 維持作業を行う業者が明記されていること。なお、その業者は、必要な資格等を有していること。 （２）実務に関する事項 ① 工営所の立会を受け、維持する下水道施設の範囲と維持内容を把握していること。 ② 本市受託施工よりも申請者による施工のほうが妥当であると判断されること。 （下水道管を閉塞させ、その上流部に影響を与えるおそれがあるため、早急に作業を行う必要がある場合など）
標準処理期間	10日
経由日数	—
提出先	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
提出時期	随時
提出方法	公共下水道施設の維持承認申請書と添付書類を建設局下水道部施設管理課（許認可担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備 考	